平成２１年（フ）第１８３７号
京都市北区大北山原谷乾町31番地38
債務者　梶原　信秀
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８５５号
京都府長岡京市長岡１丁目47番６号　クリオにしぐち203、申立前の住所京都府長岡京市長岡２丁目18番14―309号　京琴舘309
債務者　藤田雅俊こと　文　　國夫
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８５７号
京都市伏見区南寝小屋町71　リエス新堀川209、住民票上の住所京都市左京区岩倉上蔵町72番地　栄荘102号
債務者　杉田　隆弘
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１４３８号
神戸市北区甲栄台２丁目１番９―52号
債務者　田和　通貫
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４５７号
神戸市兵庫区福原町31番２―702号
債務者　行本百合子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４５９号
神戸市垂水区学が丘２―１―406―204、住民票上の住所神戸市垂水区本多聞４丁目３番206―102号
債務者　黒田　　健
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２６５号
兵庫県伊丹市中野西２丁目251番地ガーデンハイツ103号、前住所兵庫県宝塚市安倉西４丁目13番１号
債務者　酒井知世恵
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３５４号
兵庫県伊丹市荻野４丁目14番地　ウラベハイツⅡ103号
債務者　切原　亨子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３７７号
兵庫県伊丹市若菱町２丁目４番地６　メゾンワカビシ201号
債務者　大西　　歩
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３８２号
兵庫県川西市加茂１丁目11番17号　208
債務者　レイエス由美子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３５９号
兵庫県尼崎市武庫之荘５丁目46番３号
債務者　曽我部眞由美
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８５６号
兵庫県尼崎市若王寺２丁目37番10号　シャトー・デ・アルジャ101号
債務者　能祖　　勇
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８６１号
兵庫県尼崎市大庄西町１丁目32番25号
債務者　張磨　博子
1　決定年月日時　平成21年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８７５号
兵庫県西宮市東鳴尾町１丁目７―５、住民票上の住所兵庫県西宮市笠屋町16番14号
債務者　岡本みどり
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第８７８号
兵庫県尼崎市潮江１丁目６番３―702号
債務者　富屋こと　富山　　勲
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９０４号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目７番７号ルシェール東難波105号
債務者　佐藤　清子
1　決定年月日時　平成21年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９１１号
兵庫県芦屋市若葉町７番２―112号
債務者　山田　洋子
1　決定年月日時　平成21年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係